

新規老人クラブの結成をお考えの方へ

調布市福祉健康部高齢者支援室

調布市老人クラブの設立にあたっては、「調布市老人クラブ運営基準（都の基準）」を満たした団体であることが必要です。また、団体の結成から、適正な「調布市老人クラブ」として承認され、補助金の交付を受けるには、3か月間の活動実績が必要です。

3か月間の活動実績後、調布市シニアクラブ連合会への加入及び調布市老人クラブ補助金の申請手続きをすることができます。

<老人クラブとは>

地域内の高齢者が自主的に組織した団体です。高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、高齢期の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的とします。

<会員について>

下記の要件を満たしている方を「正会員」といいます。

- 1 調布市在住で、おおむね60歳以上であること
- 2 他の老人クラブの会員でないこと
- 3 会費を支払い、自主的に活動に参加していること

※ 新規入会を希望される方には、会の趣旨を説明し、入会届をとってください。

※ 3か月間の実績期間には、正会員が30人以上在籍していることが必要です。

<老人クラブの組織及び運営について>





老人クラブは、会員の総意のもと、自主的かつ民主的な運営を行い、内外ともに中立性をもった組織でなければなりません。そのためには次のような要件があります。

- 1 会則を制定すること
- 2 一定の事務所又は連絡場所を設けること
- 3 会員の互選により1名代表者（会長）をおくこと。また、役員として、副会長、会計、監査を置くこと（会長・会計・監査は兼任しないこと）
- 4 老人クラブ活動費として、会費を定め、定期的に徴収すること
- 5 活動拠点を確保すること（集会所・地域センター・公民館・学校等）

※ 他クラブと活動区域が重複する場合は、あらかじめ調整を図ってください。

<老人クラブの活動について>

老人クラブは、単一のサークルとは違い、ボランティアや健康づくり・生きがいづくり等、様々な活動を行う団体です。東京都の老人クラブ活動区分に従って、以下の4項目の活動を総合的に行っていただきます。

① 社会奉仕活動	② 健康を進める活動	③ 生きがいを高める活動	④ その他の活動
			

① 社会奉仕活動

各種ボランティア活動、地域交流、友愛訪問活動等、地域福祉の向上に関する活動

(地域防犯活動、清掃活動、自治会との交流、ひとり暮らしの方への訪問等)

② 健康を進める活動

心身の健康維持及び増進・介護予防等に関する活動

(体力測定会、各種軽スポーツの普及及び実践、料理・栄養教室の開催等)

③ 生きがいを高める活動

各種文化活動、学習活動を通じた教養の向上や知識の取得・普及等、日常生活を豊かにするための活動

(各種教養講座、文化芸能活動、文化の伝承、学習会の開催等)

④ その他の社会活動

上記のほか、老人クラブに必要と認められる活動

(総会や例会の開催、会報の発行、各種会議への参加等)

<簿冊類の整備について>

老人クラブでは、次の簿冊を置くことが必要です。これらの簿冊は、年度終了後5年間保管します。また、調布市が会計調査を行う際には、提出が必要となります。

1 会員名簿（役員名簿を含む）

※ 会員名簿には、住所、氏名、生年月日、電話番号を記載し、役員の方も載せてください。役員名簿には、役職名、住所、氏名、電話番号を記載してください。

なお、電話番号の記載について、一般会員は任意ですが、役員は必須となります。

2 金銭出納簿（現金出納簿）

3 証書類綴り（収入・支出）

4 活動日誌

※ 活動年月日、時間、場所、内容、参加人数の記入が必要です。

5 予算書及び決算書

6 備品台帳（1万円以上の物品を購入した場合）

※ 調布市老人クラブ補助金を使って購入したか否かに係わらず、備品を購入した場合に作成します。

<団体の結成から、調布市老人クラブとしての承認まで>

調布市老人クラブ運営基準を満たした団体である

- ・正会員数が30人以上
- ・会則の設置
- ・事務所の設置
- ・会費の徴収
- ・会長、副会長、会計等の役員の設置
- ・多様な社会活動の実施
- ・簿冊の備付 など

↓ 設立総会の実施

調布市へ「調布市老人クラブ設立届」の提出

↓ 3ヶ月の活動実績（1ヵ月ごとの活動状況報告の提出）

調布市へ「活動状況報告書」(3ヵ月分)の提出

社会福祉協議会へ「調布市シニアクラブ連合会への加入について」を提出

調布市へ「補助金交付申請書」提出

1 調布市老人クラブ設立届の提出

正会員が30人以上集まり、活動拠点が確保されたら、総会を開催し、「会の設立」「会則の制定」「役員を選任」「年間活動計画」「予算」等を、会員の総意により定めます。また、総会に欠席される方については、委任状をとるようにします。

総会により、上記内容が定められた後、調布市に①調布市老人クラブ設立届②役員及び会員名簿③会則④入会届（写し）の提出をします。

2 3か月間の活動実績の作成

調布市老人クラブ設立総会開催日を起点に、3か月間調布市老人クラブに準じた運営及び活動をしていただきます。（会費の徴収等経理事務、簿冊類の整備、各種活動及び活動日誌の作成等）

3 活動状況報告書の提出

3か月間の活動実績ができましたら、市へ活動状況報告書を提出して頂きます。なお、帳簿類の内容を確認させていただくこともあります。

4 調布市老人クラブとしての承認及び調布市シニアクラブ連合会への加入

市が、提出いただいた書類を審査し、適正なクラブとして承認されましたら、調布市シニアクラブ連合会への加入を届出てください。調布市シニアクラブ連合会事務局（社会福祉協議会）が窓口です。加入が認められましたら「調布市シニアクラブ連合会加入承認決定通知書」が送付されます。

5 調布市老人クラブ補助金交付申請書の提出

「調布市老人クラブ補助金交付申請書」「歳入歳出予算書」「事業計画書」を提出していただきます。承認後、調布市老人クラブ補助金交付決定通知書が送付されます。

<調布市老人クラブ補助金について>

補助金は「調布市老人クラブの補助に関する要綱」に従って交付されます。ただし、補助金は何に使ってもよいわけではなく、用途が制限されています。

補助金は、原則として、3か月間の活動実績ができた翌月の1日から交付対象になります。補助額は正会員数により異なります。

なお、3か月間の活動実績期間中の経費は、補助金の対象になりません。

調布市福祉健康部高齢者支援室 在宅サービス係 (電話) 042-481-7150
--